◆資料1　ポツダム宣言

一九四五年七月二六日、アメリカ合衆国・中華民国・イギリス（後にソ連が参加）が日本に対して発した共同宣言。

＊署名　一九四五年七月二六日（ポツダム）
日本国一九四五年八月一四日（受諾）
＊出典『国際条約集』有斐閣

ポツダム宣言

一　吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及グレート・ブリテン国総理大臣は、吾等の数億の国民を代表し、協議の上、日本国に対し、今次の戦争を終結するの機会を与ふることに意見一致せり。

二　合衆国、英帝国及中華民国の巨大なる陸、海、空軍は、西方より自国の陸軍及空軍に依る数倍の増強を受け、日本国に対し最後的打撃を加ふるの態勢を整へたり。右軍事力は、日本国が抵抗を終止するに至る迄同国に対し戦争を遂行するの一切の聯合国の決意に依り支持せられ、且鼓舞せられ居るものなり。

三　蹶起せる世界の自由なる人民の力に対するドイツ国の無益且無意義なる抵抗の結果は、日本国国民に対する先例を極めて明白に示すものなり。現在日本国に対し集結しつつある力は、抵抗するナチスに対し適用せられたる場合に於て全ドイツ国人民の土地、産業及生活様式を必然的に荒廃に帰せしめたる力に比し、測り知れざる程更に強大なるものなり。吾等の決意に支持せらるる吾等の軍事力の最高度の使用は、日本国軍隊の不可避且完全なる壊滅を意味すべく、又同様必然的に日本国本土の完全なる破壊を意味すべし。

四　無分別なる打算に依り日本帝国を滅亡の淵に陥れたる我儘なる軍国主義的助言者に依り日本国が引続き統御せらるべきか、又は理性の経路を日本国が履むべきかを日本国が決定すべき時期は、到来せり。

五　吾等の条件は、左の如し。
吾等は右条件より離脱することなかるべし。右に代る条件存在せず。吾等は、遅延を認むるを得ず。

六　吾等は、無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至る迄は、平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本国国民を欺瞞し、之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は、永久に除去せられざるべからず。

七　右の如き新秩序が建設せられ、且日本国の戦争遂行能力が破砕せられたることの確証あるに至る迄は、聯合国の指定すべき日本国領域内の諸地点は、吾等の玆に指示する基本的目的の達成を確保する為占領せらるべし。

八　カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。

九　日本国軍隊は、完全に武装を解除せられたる後、各自の家庭に復帰し、平和的且生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし。

一〇　吾等は、日本人を民族として奴隷化せんとし、又は国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非ざるも、吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては、厳重なる処罰を加へらるべし。日本国政府は、日本国国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障碍を除去すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は、確立せらるべし。

一一　日本国は、其の経済を支持し、且公正なる実物賠償の取立を可

能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。但し、日本国をして戦争の為再軍備を為すことを得しむるが如き産業は、此の限に在らず。右目的の為、原料の入手（其の支配とは之を区別す）を許さるべし。日本国は、将来世界貿易関係への参加を許さるべし。

一二　前記諸目的が達成せられ、且日本国国民の自由に表明せる意思に従ひ平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立せらるるに於ては、聯合国の占領軍は、直に日本国より撤収せらるべし。

一三　吾等は、日本国政府が直に全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、且右行動に於ける同政府の誠意に付、適当且充分なる保障を提供せんことを同政府に対し要求す。右以外の日本国の選択は、迅速且完全なる壊滅あるのみとす。

◆資料2　原爆投下についてのトルーマン米大統領声明

＊一九四五年八月六日　ホワイトハウス新聞発表
＊出典『資料　マンハッタン計画』一九九三年、大月書店

合衆国大統領の声明

一六時間前、米国航空機一機が日本陸軍の重要基地である広島に爆弾一発を投下した。その爆弾は、TNT火薬二万トン以上の威力をもつものであった。それは、戦争史上これまでに使用された爆弾のなかで最も大型である、英国の「グランド・スラム」の爆発力の二〇〇〇倍を超えるものであった。

日本は、パールハーバーにおいて空から戦争を開始した。彼らは、何倍もの報復をこうむった。にもかかわらず、決着はまだついていない。この爆弾によって、今やわれわれは新たな革命的破壊力を加え、わが軍隊の戦力をさらにいっそう増強した。これらの爆弾は、現在の型式のものがいま生産されており、もっとはるかに強力なものも開発されつつある。

それは原子爆弾である。宇宙に存在する基本的な力を利用したものである。太陽のエネルギー源になっている力が、極東に戦争をもたらした者たちに対して放たれたのである。

原子エネルギーの解放が理論的に可能であるということは、すでに一九三八年以前、科学者が一般に信じていたことである。しかし、その実際の方法についてはだれもわかっていなかった。けれども、一九四二年までに、われわれは、ドイツが、彼らの念願とする世界の隷属化の手段としての諸兵器に原子エネルギーを加える方法を発見するため、懸命の努力をしていることを知った。だが、彼らは失敗した。われわれは、ドイツが〔大戦〕末期に、それも限られた数のV－1号やV－2号しか入手できなかったことについて神に感謝してよかろう。そして、ドイツが原子爆弾をまったく入手できなかったことについては、さらにいっそう感謝してよかろう。

研究施設での戦いは、陸・海・空の戦いと同様、われわれにとって生命にかかわる危険を孕むものであったが、今やわれわれは、研究施設での戦いに勝利を収めるとともに、それ以外の戦いにも勝利を収めたのである。

「パールハーバー」以前の一九四〇年を起点として、戦争に役立つ科学知識が米国と英国との間で共同利用され、われわれの勝利に対する幾多の貴重な貢献が、そのような取り決めによってもたらされた。そのような全般的政策のもとで、原子爆弾に関する研究が開始された。米国および英国の科学者が協力するという形で、われわれはドイツと

の発見競争に入った。

米国は、必要とされる多くの知識の分野で多数のすぐれた科学者の力を利用することができた。また、米国は、その計画に必要な巨大な工業力と資金力をもち、それらを、他のきわめて重要な戦争遂行業務を不当に損なうことなく、計画に充てることができた。米国では、研究施設および製造施設はすでに実質的な作業を開始していたが、それらは敵の爆撃圏外にあった。他方、その当時、英国は不断の空襲にさらされ、侵攻される可能性に依然として脅かされていた。このような理由から、チャーチル首相とローズヴェルト大統領は、米国で計画を進めることが賢明であるとの合意に達した。現在われわれは、原子力の生産に向けられている二つの大規模施設と、それよりも規模の小さい多数の施設をもっている。建設の最盛期における雇用は一二万五〇〇〇人にのぼり、六万五〇〇〇人を超える人びとが現在でも施設の運転に従事している。多くの人びとがこれらの施設で二年半働いた。自分が何を生産してきたのかを知っている人はほとんどいない。彼らは、大量の原料がそれらの施設に搬入されるのを見てはいるが、そこから搬出されるものは何も見ていない。爆発性充塡物の実際の量はきわめてわずかだからである。われわれは、史上最大の科学上の賭けに二〇億ドルを費やし、そして勝ったのである。

しかし、何よりも驚嘆すべきことは、この事業の規模や機密でもなければ費用でもなく、科学のさまざまな分野において多数の科学者がもっている、限りなく複雑な知識の断片を、実現可能な計画にまとめ上げた科学者集団の業績である。そして、それに劣らず驚嘆すべきは、いまだかつて成し遂げられなかったことを成し遂げる機械と方式を設計立案する企業の能力であり、また、それらを操作運用する労働者の能力である。その結果として、多くの人びとの頭脳の所産が期待どおりに目に見える形で実現し、その機能を発揮したのである。科学者も企業経営者も米国陸軍の指揮のもとに作業したが、それは、驚くほどの短期間に、科学の進歩にかかわるきわめて多様な問題の処理に無類の成功を収めた。世界でこのような共同作業を組織しえた例が他にあるかどうか疑わしい。これまでに達成されたことは、組織化された科学の業績としては史上最高のものである。それは、極度の重圧を受けながらも、失敗することなく達成されたのである。

今やわれわれは、日本のどの都市であれ、地上にあるかぎり、すべての生産企業を、これまでにもまして迅速かつ徹底的に壊滅させる態勢を整えている。われわれは、日本の港湾施設、工場、通信交通手段を破壊する。誤解のないように言えば、われわれは、日本の戦争遂行能力を完全に破壊する。

七月二六日付最後通告がポツダムで出されたのは、全面的破滅から日本国民を救うためであった。彼らの指導者は、たちどころにその通告を拒否した。もし彼らが今われわれの条件を受け容れなければ、空から破滅の弾雨が降り注ぐものと覚悟すべきであり、それは、この地上でかつて経験したことのないものとなろう。この空からの攻撃に続いて海軍および地上軍が、日本の指導者がまだ見たこともないほどの大兵力と、彼らにはすでに十分知られている戦闘技術とをもって進攻するであろう。

陸軍長官は、この計画の全段階に直接にかかわってきた立場から、このあとただちに声明を発表し、さらに詳しい情報を供するであろう。

長官の声明は、テネシー州ノックスヴィルに近いオークリッジおよびワシントン州パスコに近いリッチランドにある〔施設〕用地、ならびにニューメキシコ州サンタフェ近くの施設にかかわる諸事実を明らかにするであろう。これらの用地の労働者は、史上最大の破壊力の生産に使用される原料を製造してきたけれども、他の多くの職業にともなう危険以上の危険にさらされることはなかった。彼らの安全については最大限の配慮が払われてきたからである。

原子エネルギーを解放することができるという事実は、自然の力に対する人間の理解に新しい時代を迎え入れるものである。将来、原子力は、石炭、石油、降雨から得ている現在の動力を補うことができるかもしれない。しかし、現在のところ、原子力は、石炭、石油、降雨と商業的に競争しうるような規模では生産できない。それが可能になるまでには、長期にわたる徹底的な研究が必要である。

世界の人びとに科学知識を提供することを差し控えるのは、決してわが国の科学者の習性ではなかったし、政府の政策であったこともない。したがって、通常であれば、原子力研究についてすべてが公表されることであろう。

しかし、現在の状況のもとでは、突発的な破滅の危険からわれわれと世界の他の諸国民を守るための可能な方法についてさらに検討してみるまでは、生産過程の技術面やすべての軍事的利用方法を明らかにするつもりはない。

私は、米国議会が米国内における原子力の生産および使用を管理する、しかるべき委員会の設置をすみやかに検討するよう提案するであろう。私は、どのようにすれば原子力を世界平和の維持に資する、有効かつ強力な力にしうるかについてさらに検討したうえ、議会に対し、あらためて提案を行なうであろう。

◆資料3　広島、長崎への原爆投下

3―1　広島への原爆投下について大本営発表＋記事

大本営発表文には「原爆」の文字は記されていない。

＊昭和二〇年八月七日一五時三〇分　大本営発表

＊出典　「朝日新聞」一九四五年八月八日付

〔大本営発表〕（昭和二十年八月七日十五時三十分）

一、昨八月六日広島市は敵B29少数機の攻撃により相当の被害を生じたり

二、敵は右攻撃に新型爆弾を使用せるものの如きも詳細目下調査中なり

【朝日新聞八月八日付の報道記事】

落下傘つき　空中で破裂　人道を無視する惨虐な新爆弾

六日午前八時過ぎ敵B29少数機が広島市に侵入、少数の爆弾を投下した、これにより市内には相当数の家屋の倒壊と共に各所に火災が発生した、敵はこの攻撃に新型爆弾を使用したもの、ごとく、この爆弾は落下傘によつて降下せられ空中において破裂したもの、ごとく、その威力に関しては目下調査中であるが、軽視を許されぬものがある

敵はこの新型爆弾の使用によつて無辜の民衆を殺傷する残忍な企図を露骨にしたものである、敵がこの非人道なる行為を敢てする裏には戦争遂行途上の焦躁を見逃すわけにはいかない、かくのごとき非人道なる残忍性を敢てした敵は最早再び正義人道を口にするを得ない筈である

敵は引続きなほ今後もかくのごとき爆弾を使用することが予想されるのでこれが対策に関しては早急に当局より指示されるはずであるが、それまでは従来の防空対策、すなはち都市の急速な疎開、また横穴防空壕の整備など諸般の防空対策を促進する要がある、今次の敵攻撃に見ても少数機の来襲といへどもこれを過度に侮ることは危険である敵は新型爆弾使用開始とともに各種の誇大なる宣伝を行ひ、既にトルーマンのごときも新型爆弾使用に関する声明を発してゐるが、これに迷ふことなく、各自はそれ〴〵の強い敵愾心をもつて防空対策を強化せねばならぬ

3―2　長崎への原爆投下について西部軍管区司令部発表

＊昭和二〇年八月九日一四時四五分　西部軍管区司令部発表

＊出典　「朝日新聞」一九四五年八月一二日付

西部軍管区司令部発表（昭和二十年八月九日十四時四十五分）

一、八月九日午前十一時頃敵大型二機は長崎市に侵入し、新型爆弾らしきものを使用せり

二、詳細目下調査中なるも被害は比較的僅少なる見込

◆資料4　新型爆弾に対する心得

防空総本部第三次発表（新型爆弾への対策）。

＊一九四五年八月一一日発表

＊出典　「朝日新聞」一九四五年八月一二日

国際法を無視した広島の新型爆弾を現地に出張、視察した陸海軍および防空総本部の専門家の調査に基いて新型爆弾に対する心得を防空総本部から十一日発表した、なほさきに二回にわたつて発表された注意は有効であるから今回の左記注意を追加すれば一層完璧である

新型爆弾に対する心得（防空総本部八月十一日発表）

一、落下傘のやうなものが降下するから、これを目撃したら確実に待避すること

二、鉄筋コンクリート造りの建物は安全度が高いから、これを有効に利用すること、しかし窓ガラスは破壊するから、これが飛散による被害を避くるやう心掛け、壁、柱型、窓下、腰壁を待避所として有効に利用すること

三、破壊された建物から火を発することがあるから初期防火に注意すること

四、傷害は爆風による傷と、火傷であるが、その内でも火傷が多いから火傷の手当を心得ておくこと、最も簡単な手当の方法は、この爆弾の火傷には油類を塗るか、塩水で湿布すればよい

五、横穴式防空壕は堅固な待避壕と同様有効である

六、白い下着の類は火傷を防ぐために有効である、待避壕の入口はなるべく塞ぐのがよろしい、蛸壺式防空壕には板一枚の蓋でもして置くと有効である

◆資料5　広島原爆への日本政府の抗議文

抗議文はスイス政府を仲介して伝達。

＊一九四五年八月一〇日　大日本帝国政府

③

＊出典　「朝日新聞」一九四五年八月一一日付

米機の新型爆弾攻撃に対する日本政府の抗議文

大日本帝国政府（一九四五年八月一〇日）

本月六日米国航空機は広島市の市街地区に対し新型爆弾を投下し瞬時にして多数の市民を殺傷し同市の大半を潰滅せしめたり広島市は何ら特殊の軍事的防備乃至施設を施し居らざる普通の一地方都市にして同市全体として一つの軍事目標たるの性質を有するものに非ず、本件爆撃に関する声明において米国大統領「トルーマン」はわれらは船渠工場および交通施設を破壊すべしと言ひをるも、本件爆弾は落下傘を付して投下せられ空中において炸裂し極めて広き範囲に破壊的効力を及ぼすものなるを以つてこれによる攻撃の効果を右の如き特定目標に限定することは技術的に全然不可能なこと明瞭にして右の如き本件爆弾の性能については米国側においてもすでに承知してをるところなり、また実際の被害状況に徴するも被害地域は広範囲にわたり右地域内にあるものは交戦者、非交戦者の別なく、また男女老幼を問はず、すべて爆風および輻射熱により無差別に殺傷せられその被害範囲の一般的にして、かつ甚大なるのみならず、個々の傷害状況より見るも未だ見ざる惨虐なるものと言ふべきなり。」抑々交戦者は害敵手段の選択につき無制限の権利を有するものに非ざること及び不必要の苦痛を与ふべき兵器、投射物其他の物質を使用すべからざるとは戦時国際法の根本原則にして、それ〴〵陸戦の法規慣例に関する条約付属書、陸戦の法規慣例に関する規則第二十二条、及び第二十三条（ホ）号に明定せらるるところなり、米国政府は今次世界の戦乱勃発以来再三にわたり毒ガス乃至その他の非人道的戦争方法の使用は文明社会の輿論により不法とせられをれりとし、相手国側において、まづこれを使用せざる限り、これを使用することなかるべき旨声明したるが、米国が今回使用したる本件爆弾は、その性能の無差別かつ惨虐性において、従来かゝる性能を有するが故に使用を禁止せられをる毒ガスその他の兵器を遥かに凌駕しをれり、米国は国際法および人道の根本原則を無視して、すでに広範囲にわたり帝国の諸都市に対して無差別爆撃を実施し来り多数の老幼婦女子を殺傷し神社仏閣学校病院一般民家などを倒壊または焼失せしめたり、而して今や新奇にして、かつ従来のいかなる兵器、投射物にも比し得ざる無差別性惨虐性を有する本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たなる罪悪なり、帝国政府はこゝに自からの名において、かつまた全人類および文明の名において、米国政府を糾弾すると共に即時かゝる非人道的兵器の使用を放棄すべきことを厳重に要求す

④

九八三
九八三一

略

昭和二十年八月十日前一時

條二

外務省

在瑞西　加瀬公使

第三四〇號　大至急、別電

（米機ノ新型爆弾ニ依ル攻撃ニ對スル抗議文）

東郷外務大臣

本月六日米國航空機ハ廣島市ノ市街地區ニ對シ新型爆弾ヲ投下シ瞬時ニシテ多數ノ市民ヲ殺傷シ同市ノ大半ヲ壊滅セシメタリ廣島市ハ何等特殊ノ軍事的防備乃至施設ヲ施シ居ラサル普通ノ一地方都市ニシテ同市全體トシテ一ノ軍事目標タルノ性質ヲ有スルモノニ非ス

本件爆撃ニ關スル聲明ニ於テ米國大統領「トルーマン」ハ我等ハ船渠、工場及交通施設ヲ破壊スヘシト言ヒ居ルモ本件爆弾ハ落下傘ヲ附シテ投下セラレ空中ニ於テ炸裂シ爲メテ廣キ範圍ニ破壊的効力ヲ及スモノナルヲ以テ之ニ依ル攻撃ノ効果ヲ右ノ如キ特定目

昭和二十年八月十一日　朝日

國際法規を無視せる
慘虐の新型爆彈
帝國、米政府へ抗議提出

米の廣島市に對してなほ八月六日による新型爆弾の使用に對し帝國政府は日米の如き抗議をスイス國政府を通じて米國政府に提出すると共に同盟の諸邦に對する米の廣島市による攻撃に對する抗議文

本月六日米國政府は廣島市の市街地区に對し新型爆弾を投下し多数の市民を殺傷し同市の大半を壊滅しかつ同市は何等特殊の軍事的防備乃至施設を施シ居ラサル普通の一地方都市にシテ全體トシテ一ノ軍事目標タルノ性質ヲ有スルモノ

一般的問題として國際法上の二つの原則があるのであるが、本件爆撃に關する限りにおいて米國大統領「トルーマン」はこれを無視しかつ人類の文明を破壊する目的をもつて、本件爆弾は現在のものとして使はれた最初のものであるが、これは戦争の性質を変ずるものであるとの意味のことを言つてゐるが、これは戦争の性質に關する問題であつてこれを以て直ちに國際法上の問題として取扱ふことは適当でない。我が政府はこの問題については共同の立場において米國政府に抗議するとともに、この問題に關する國際法規違反の一般的問題としては、別に、その一般的問題として、なほ、なほ、なほ

⑤

「日本の皆様

私共は本日皆様に爆弾を投下するために来たのではありません。お国の政府が申込んだ降伏条件をアメリカ、イギリス、支那並にソビエット連邦を代表してアメリカ政府が送りました回答を皆様にお知らせするために、このビラを投下します。戦争を直ちにやめるか否かはかかってお国の政府にあります。皆様は次の二通の公式通告をお読みになればどうすれば戦争をやめる事が出来るかがお判りになります。

八月九日　日本政府より連合国政府への通告（英文よりの翻訳）

世界平和の大義増進を常に憂慮し給ひまた世界平和の大義実現を衷心より念ぜられ、戦争の継続により受くる災難より人類を救済さるべく戦争の早期終局を衷心より願望せらるゝ陛下の御諚を畏みて、日本政府は数週間前当時中立関係にありしソ連政府に対し、諸敵国との平和克服の斡旋方を依頼せり。

不幸にして平和のための右努力は失敗したるを以て、日本政府は平和を回復し莫大なる戦争の災害を出来るだけ早く終結せしめよとの聖上の御希望に副ふべく、以下の決定をなせり。

日本政府は一九四五年七月二十六日ポツダムにて米国英国支那及び後に記名加入したるソ連邦の諸政府首脳者によって共同宣言されたる諸条件を受諾の用意あり。但し同宣言は君主統治者としての陛下の大権を損ずるが如き如何なる要求をも包含せざるものとの諒解の下に申し込むものなり。日本政府は右の諒解が妥当なる事を衷心より希望するものであり、且つその妥当なる事を認める返事が確実迅速になされん事を切望するものである。

アメリカ合衆国、大英帝国、ソビエット連邦及び中華民国を代表して、米国国務長官より日本政府へ伝達したメッセージの全文（八月十一日）

『ポツダム宣言が君主としての日本皇帝の統治権を侵害する如何なる要求をも含有しない』と言ふ諒解を挿入して該ポツダム宣言の条件を受理するといふ日本政府の通告に答へ、我々は次の如くその立場を闡明するものである。

降伏と同時に日本皇帝及び日本政府の統治権は、降伏条件実施に適当と思惟する措置を採る所の連合軍最高司令官の下におかれるのである。

……ポツダム宣言の条項に則り、究極に於ける日本政府の政体が、自由に表明された日本国民の意志に副つて定められるべきである。連合国の軍隊はポツダム宣言に於て規定された目的が達成される迄日本に駐屯するのである」

天皇ヲ詐称させたビラ

〈おもて〉

八月十三日撒布後、大阪府、神戸市間撒下十三日頃より撒布せられる

日本の皆様

私共は本日皆様に爆弾を投下するために来たのではありません。お国の政府が申込んだ降伏条件をアメリカ、イギリス及び支那並にソビエット連邦を代表してアメリカ政府が送りました回答を皆様にお知らせする為に日本政府より聯合国に対し降伏方を依頼せり。

不幸にして、平和のための右努力は失敗したるを以て日本政府は平和を恢復し莫大なる戦争の災害を出来るだけ早く終結せしめよとの聖上の御希望に副ふべく以下の決定をなせり。

日本政府は一九四五年七月二十六日ポツダムにて米国、英国、支那及び後に記名加入したるソ連邦の諸政府首脳者によって共同宣言されたる諸条件を受諾の用意あり。但し同宣言は君主統治者としての陛下の大権を損ずるが如き如何なる要求をも包含せざるものとの諒解の下に申し込むものなり。日本政府は右の諒解が妥当なる事を衷心より希望するものであり、且つその妥当なる事を認める返事が確実迅速になされん事を切望するものである。

連合国政府への通告 英文より翻訳

〈うら〉

アメリカ合衆国、大英帝国、ソビエット連邦及び中華民国を代表して、米国国務長官より日本政府へ伝達したメッセージの全文（八月十一日）

『ポツダム宣言が君主としての日本皇帝の統治権を侵害する如何なる要求をも含有しないと言ふ諒解を挿入して該ポツダム宣言の條件を受理するといふ日本政府の通告に答へ、我々は次の如くその立場を闡明するものである。

降服と同時に、日本皇帝及び日本政府の統治権は降服條件實施に適當と思惟する措置を採る所の聯合軍最高司令官の下におかれるのである。我々は日本皇帝にポツダム宣言を實施するに必要な降服條件について日本政府及び日本の大本營による署名に權威を與へ、且つこれを保證する事を要求し、日本皇帝は日本の陸海空軍一當局を始めその支配下のあらゆる地域に所在する總ての軍隊にむかひ軍事行動を停止すべく命令を發し、その外最高司令官が降服條件を實施するに要するすべての他の命令を布告する樣に要請されるのである。

降服と同時に日本政府は指定された如く捕虜及び非戰鬪員政客者を速かに聯合國運送船に乘船させ得る安全なる場所に移送する事を要する。

ポツダム宣言の條項に則り究極に於ける日本政府の政體が自由に表明された日本國民の意思に副つて定められるべきである。

聯合國の軍隊はポツダム宣言に於て規定された目的が達成される迄日本に駐屯するのである。

136w × 113w

「終戦の詔書」全文

朕深ク世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ収拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク

朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ

抑〻帝国臣民ノ康寧ヲ図リ万邦共栄ノ楽ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措カサル所曩ニ米英二国ニ宣戦セル所以モ亦実ニ帝国ノ自存ト東亜ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他国ノ主権ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス然ルニ交戦已ニ四歳ヲ閲シ朕カ陸海将兵ノ勇戦朕カ百僚有司ノ励精朕カ一億衆庶ノ奉公各〻最善ヲ尽セルニ拘ラス戦局必スシモ好転セス世界ノ大勢亦我ニ利アラス加之敵ハ新ニ残虐ナル爆弾ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ惨害ノ及フ所真ニ測ルヘカラサルニ至ル而モ尚交戦ヲ継続セムカ終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招来スルノミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ斯ノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神霊ニ謝セムヤ是レ朕カ帝国政府ヲシテ共同宣言ニ応セシムルニ至レル所以ナリ

朕ハ帝国ト共ニ終始東亜ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内為ニ裂ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ惟フニ今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス

朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ若シ夫レ情ノ激スル所濫ニ事端ヲ滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ乱リ為ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ朕最モ之ヲ戒ム宜シク挙国一家子孫相伝ヘ確ク神州ノ不滅ヲ信シ任重クシテ道遠キヲ念ヒ総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ誓テ国体ノ精華ヲ発揚シ世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スヘシ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ

御名御璽

スルニ出テ他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス然ルニ交戰已ニ四歲ヲ閱シ朕カ陸海將兵ノ勇戰朕カ百僚有司ノ勵精朕カ一億衆庶ノ奉公各〻最善ヲ盡セルニ拘ラス戰局必スシモ好轉セス世界ノ大勢亦我ニ利アラス加之敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シ慘害ノ及フ所眞ニ測ルヘカラサルニ至ル而モ尚交戰ヲ繼續セムカ終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招來スルノミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ斯ノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖

（日刊）（明治四十三年三月一日第三種郵便物認可）　昭和二十年八月十八日　月

朝日新聞

発行所
朝日新聞東京本社
地下鉄三田丁二目三番地
電話一三一（代表）
振替口座東京一〇三七一番
印刷人兼発行人　杉山勝
編輯人　佐藤

定価金壹拾錢

畏し陸海軍人に勅語を賜ふ

出處進止を嚴明　國家永年の礎を遺せ

十七日畏くも　大元帥陸下には陸海軍人に対し次の如き勅語を下賜あらせられたをつたへ

皇軍の眞姿顯

陸軍大臣東久邇大將宮殿下には戰爭終結の御聖斷を奉戴するにあたり、十七日午後全軍に対し左の如き訓示を発せられ、千載万世に亮ち輝くべき皇軍の眞姿を顯揚すべきことを強調あらせられた

勅語

朕曩ニ米英ニ戰ヲ宣シテヨリ三年有八ケ月ヲ閱ス此間朕カ親愛ナル陸海軍人ハ瘴癘不毛ノ野ニ或ハ炎熱狂濤ノ海ニ身命ヲ挺シテ勇戰奮鬪セリ朕深ク之ヲ嘉ス

今ヤ新ニ蘇國ノ參戰ヲ見ルニ至リ內外諸般ノ狀勢上今後ニ於ケル戰爭ノ繼續ハ徒ニ禍害ヲ累加シ遂ニ帝國存立ノ根基ヲ失フノ虞ナキニシモアラサシ帝國陸海軍ノ鬪魂尙烈々タルモノアルニ拘ラス光榮アル我國體護持ノ爲朕ハ爰ニ米英蘇竝ニ重慶ト和ヲ媾セントス

若シ夫レ鉾鏑ニ斃レ疫癘ニ死シタル幾多忠勇ナル將兵ニ對シテハ衷心ヨリ之ヲ悼ムト共ニ汝等軍人ノ誠忠遺烈ハ萬古國民ノ精髓タルヲ信ス

汝等軍人克ク朕カ意ヲ體シ鞏固ナル團結ヲ堅持シ出處進止ヲ嚴明ニシ千辛萬苦ニ克チ忍ヒ難キヲ忍ヒテ國家永年ノ礎ヲ遺サムコトヲ期セヨ

米內海相謹話

先に戰爭終結の大詔を奉じ、眞に本日陸海軍人に対し誠に感慨なる勅語を賜はりましたことは誠に恐懼の極みであります。私は聖上一同と共に謹んで聖旨を奉じ、死力を盡して聖慮に應し、謹つて聖意を安んじ奉らんことを誓ひ奉るものであります

東久邇宮、現役に列せらる

東久邇宮稔彌王殿下には今回內閣總理大臣に親任せられた結果、現役を退かせられることになるが、今回總理大臣を御親任遊ばされたため特に現役に列せしめられることとなり、十七日午後宮の御名を発表された

陸軍大將大勲位功一級　稔彌王

▽八月十七日　陸海軍人に賜わりたる勅語

勅語

朕曩ニ米英ニ戰ヲ宣シテヨリ三年有八ケ月ヲ閱ス此間朕カ親愛ナル陸海軍人ハ瘴癘不毛ノ野ニ或ハ炎熱狂濤ノ海ニ身命ヲ挺シテ勇戰奮鬪セリ朕深ク之ヲ嘉ス

今ヤ新ニ蘇國ノ參戰ヲ見ルニ至リ內外諸般ノ狀勢上今後ニ於ケル戰爭ノ繼續ハ徒ニ禍害ヲ累加シ遂ニ帝國存立ノ根基ヲ失フノ虞ナキニシモアラサルヲ察シ帝國陸海軍ノ鬪魂尙烈々タルモノアルニ拘ラス光榮アル我國體護持ノ爲朕ハ爰ニ米英蘇竝ニ重慶ト和ヲ媾セントス

若シ夫レ鉾鏑ニ斃レ疫癘ニ死シタル幾多忠勇ナル將兵ニ對シテハ衷心ヨリ之ヲ悼ム

汝等軍人克ク朕カ意ヲ體シ鞏固ナル團結ヲ堅持シ出處進止ヲ嚴明ニシ千辛萬苦ニ克チ忍ヒ難キヲ忍ヒテ國家永年ノ礎ヲ遺サムコトヲ期セヨ

（日刊）
朝日新聞
所行発
社本京東朝日新聞
電話番号 ㊥ 局 番
郵〇三七一 東京
興亜山谷 人行発編
編輯 佐 人 編 日
興亜

首相宮 米人特派員の質問書に 御自ら御返事

東久邇首相殿下にはさきに國民の直接の要望に応かんとの思召から首相官邸殿下への手紙を送りお求めになつたが昨夜これを知つたAP通信社東京支局長ラッセル・ブライン氏は昨日殿下宛手紙を送付し戦争の問題につき十項目にわたる質問を発したがこれに対し最近首相官邸殿下は同特派員宛に御自ら御返事を書きあら

軍國主義を一掃し 道義高き文化國へ

米支との經濟協調を希望

東久邇首相殿下はまづ米國民に呼びかけられ

米國民よ、どうか眞珠湾を忘れて下さらないか、われ〳〵日本人も原子爆弾による惨害を忘れようと、そして全く新しい、平和的關係として出発しよう、米國は戰つて日本は敗けた、戰爭は終つた、互ひにくよくよを去らう、これは我の組織發初からの主張である

と述べられ、今日までその公年宿のすべてを臣下々人として過された殿下御自ら

日本臣民は始めて軍閥の壓制から解放され、言論の自由も徐々に許されるであらう

と仰せられた、日本の直面してゐる主要な問題が何であるかとの質問に対し、殿下には

最も緊要かつ根本的な問題は敗北するにどうすれば日本が復興に向とうるとなく繁榮と秩序正しく平和的に生活を進行することが出來るかである、次に緊要な問題は國民の衣食住をいかにして確保するか、さらに軍隊生産の停止と軍隊の解体によつて生じた失業者約千五百万をいかにして救済するかなどである

相剋を越えて新建設へ

新日本の建設に関しては首相官邸はそれが過去と断絶とかいふのでなく「新建設」であるとされ

われ〳〵は全く新しい、平和的な日本を建設するのである、それは過去の高い文化の上となるであらう、しかしこの建設を完成するには長年月を要するであらう、敗戦の結果日本には今日までのあらゆる矛盾が暴露されるであらう、そして新しきものと古きもの、過去は政党の伸びとかストライキとかその他色々の形をとつて表面化するであらう、しかしぼくはかゝる相剋は回避すべきではないと考へる、便にかゝる相剋を経てこそ新しい建設的な、そして正常な歩んずる國家が生れるものであることを固く信じてゐる

さらに首相宮に戦爭の責任は何であるかとの質問に対しては「B29の爆撃が戦爭の幾を制したものであると述べられ、日本の敗因は何であるかとの質問に対しては左の如くのべられた

第一は過去に日本において実は戦を指導した一理由は日本に一人の大政治家も現れなかつたこと、第二つの理由としては日本國民の側に正義を主張する力なく軍閥主義者に信頼の眼れる理解を表示する組織を持たなかつたことを挙げることが出来る、またわが敗戦の過程は米國の実力を強調したし、民衆の眼および眼の大なる進歩もまた敗北の一因であつた、要するに戦は敗けである、あらゆる角度からみて日本は敗北致れるほかないやうな敗びを敗つたのであり、アメリカは勝つやうに敗びを敗つたのである

また日本の新建設は全生活問題に日本の大きな問題を考へるかどうかとの質問に対して首相宮は

新しく建設される日本は軍閥主義を一掃することを自分は確信してゐる、天皇陛下のもと、眞の民主主義のデモクラシーが米國の新明なる助言を受けつつ日本の政治、経済、社会生活の全部に具現されると信じてゐる

と答へられ言論の自由については言論の自由を確保するためにはあらゆる必要な措置を出来る限り速かに講ずるつもりである、しかし日本人は今まで長い間抑圧され自由なる言論の訓練が出来なかつたから國民の全部が言論の責任の自由を実行するには相當の期間を要し、かつそれは國民からうまれねばいのではないかと思ふ

と答へられた

平和愛好者に十分の力

日本國内の平和愛好勢力が軍閥主義時代の言論を抑ぐに足るだけの力を獲得しうるかどうかとの質問に対して首相宮は次の如く答へられた

十分に出来ると思ふ、勢力なれば、同民は直ちにこれを行使した

同特派員の質問とこれに対する首相宮殿下の御返事の大要は同特派員の伝へるところによれば次の如くであるが、明日本國民に対する最も大切な問題を提供するものと考へられる

現状概して滿足

手ぬるしと

すべての過程は正確且つ完全な調査で進める必要があり、決定を早小國民に止めなければならない

この軍事的占領方式は現在全く

この軍事的占領方式は現在全く調査すべき状態で進行中である

日本人士におけるこの力の半分以上は引揚げられ、全部隊は来る十月中旬までに撤退を完了するであらう、十月中旬までの中間期に於つては安全と完全な保護を確保しなければならない、

占領の第一段階が終了した際には、降伏條件に規定された他の段階が直に眼りなくこれに続かねばならない、降伏條件の早急にして完全且つ全幅の実行については何人も疑惑をさしはさむ必要はない、但しそれまでには時日を要する、攻撃が加へた長期行程に直面して戦争の果を収めるのはその心構を十分に理解できるが、安全保障と軍事上の便宜から若干の自制がなほ必要であるとの事実を眺めて、この点も動もこれを加へなければならない、降伏條件は決して実大なものではなく、又手ぬるいやり方でそれを実行させるのでもない、軍事的には勿論経済的にも工業的にも日本は完全に破壊した、日本はひどい損害状

米綿業代表近く來朝

我繊維業界對策を協議

【大阪発】今後わが繊維産業は再び繊維工業界中心となるべき使命となつたので、既に在京中である、同時に伊藤及び和田両氏をその政府所から可能り自宅へ帰すといふ至上の考慮をも併せたものである、安全保障の理解からの

マ元帥入京 宿舎は米大使館

聯合軍の最高司令部は十八日午前七時厚木に入り第一番乗りに司令部をおく、マッカーサー元帥もこれとともに厚木に入り、米國大使館を宿舎にすることとなつた

占領政策

マ元帥特別聲明

【同盟】サンフランシスコ放送＝マッカーサー元帥は十四日占領政策を説明した次の如き特別聲明を発した

日本における占領政策が手ぬるいとの立場から米國新聞にこれをもとかしがる論調が著しくなることを恐れ即ち、かくる性急ぶりは何事が起りつつあるかについて、間違つた概念を持つ結果であるといふのほかはない、占領の第一段階は必要上軍事的考慮を為すとしたものでなければならず、これは我が部隊の前進開始と敵の武装解除及び攻撃をなんである、同時に伊藤及び和田両氏をその政府所から可能り自宅へ帰すといふ至上の考慮をも併せたものである、安全保障の理解から

（日刊）（明治廿五年三月一日第三種郵便物認可）　昭和二十年八月十一日　朝日新聞　（土曜日）　第二万一千三百四十四号　（一）

朝日新聞
発行所　東京朝日新聞社
電話番号　一一一一番
郵便番号　〇三七一番
東京都千代田区有楽町一丁目
東京都中央区築地三丁目
大阪市北区堂島浜通二丁目
電話　大阪　二一一一番
郵便番号　〇五三番
大阪市北区中之島
東京　大阪　福岡　仙台　名古屋　静岡　広島　新潟　長野　金沢　高松　熊本　鹿児島　新京　大連　ハルビン　上海　ロンドン　ニューヨーク

一億、困苦を克服 國體を護持せん

戦局は最惡の狀態

下村情報局総裁談

敵米英の非人道的な新型爆弾の使用と中立諸国にあつたソ聯のわが方に對する一方的宣戦は大東亞戰爭の戰局を俄に一段と深刻ならしめた。特に米英は既に本年初頭以来、一方面の戦況に於ける敗北を通じ、帝國は國體を護持し民族の名譽を保持するため、時期を失することなく、一億国民は全幾重にも重なる困難を克服して、帝國の存在を確保すべきである。

死中活あるを信ず

陸相、全軍將兵に訓示

陸軍大臣

敵機動部隊再び近接

ソ聯兵力、逐次增强

朝鮮、樺太國境侵犯

日本海上で十四機擊墜

國際法規を無視せる 慘虐の新型爆彈

帝國、米政府へ抗議提出

皇太子殿下

戰局に深き御關心

行啓先に拜す畏き御日常

御大成を翼ふ

原子爆彈の威力誇示

トルーマン・對日戰放送演説

帝都周邊工場を爆擊

B29百機、陸海の小型二百卅機

戰爆二百十機

九州各地へ來襲

敵の頻襲を擊退

艦上機は五波に分散

尼崎、海南へB29百機

千葉、新潟へ艦載機七十五機

武藏加附近に侵入

北蘇侵犯の大軍撃滅

日滿軍遂撃中

ソ聯宣戰通告

佐藤大使抑留

社説　重臣論

情報局總裁談

全軍將兵に告ぐ

朝鮮、樺太國境侵犯

敵機動部隊再び近接

敵の頻襲を擊退

戰爆二百十機

尼崎、海南へB29百機

千葉、新潟へ艦載機七十五機

武藏加附近に侵入

北蘇侵犯の大軍撃滅

日滿軍遂撃中

患者移送開始
東京聯合自動車株式會社
湘軍用材受給會社二社合併
工學　生産　機械　工作　雑誌
決戰生産策　思想戰と職時食糧　思想戰と死の道

⑩

朝日新聞

特報

所行発
朝日新聞東京本社
電話 銀座(五四)三七一一番

昭和二十年
八月十一日

新型爆弾への心得

防空總本部發表

横穴式防空壕が有效

初期防火・火傷に注意

國際法を無視した廣島の新型爆弾を、現地に出張、視察した陸海軍および防空總本部の專門家の調査に基いて新型爆弾に對する心得を防空總本部から十一日發表した、なほさきに二回にわたつて發表された注意は有效であるから今回の左記注意を追加すれば一層完璧である

一、落下傘やうのものが降下するから目擊したら確實に待避すること

二、鐵筋コンクリート造りの建物は安全度が高いからこれを有效に利用すること

しかし窓ガラスは破壞するからこれがための負傷を注意すること、壁、柱型、窓下、腰壁を待避所とすると有效である

三、破壞された建物から火を發するから初期防火に注意すること

四、傷害は爆風によるものと火傷であるがそのうちでも火傷が多いから火傷の手當を心得えておくこと、もつとも簡單な火傷の手當法は油類を塗るか鹽水で濕布をするがよい

五、横穴式防空壕は堅固な待避壕と同樣に有效である

六、白い衣類は火傷を防ぐために有效である（但し白い着衣は小型機の場合は目標となり易い、よく注意のこと）

七、待避壕の入口は出來るだけふさぐのがよろしい

八、蚊帳式防空壕は被一枚でもしておくと有效である